

令和4年度決算審査分科会（2023年9月6日）

○西委員 お疲れさまです。創志会の西でございます。

今日も注染和晒の服を着てと思ったんですけど、ちょっと諸般の事情によって着れなかったわけでありまして、今日も産業振興局の皆さん、注染和晒を着て臨んでいただいて本当にありがたいなというふうに思っております。このデザインは、永藤市長がデザインの選定のときにも関わっていただいているようでありまして、伝統產品の中でこのようなこと取組が少しでも進んでいただくことに皆さんが寄与していただいていることを本当に地域の1人として大きな感謝と敬意を申し上げたいというふうに思います。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。まず電子マニフェストについてお聞きをしたいというふうに思います。第4款衛生費、第5項環境共生費、第4目産業廃棄物指導費に関連して、人材派遣委託料について、この項目があると思いますが、お示してください。

○諸農環境対策課長 人材派遣委託料ですが、これは、産業廃棄物の排出事業者から提出のあったマニフェスト交付状況報告書について、パンチ入力による電子化を行うため、人材派遣会社に2か月間、1名の派遣を依頼しているものです。令和4年度の決算額は、53万7,075円となっています。以上です。

○西委員 2か月間、人材派遣会社から来ていただいて入力しているということなんですけど、かなりの量になると思うんですね。併せて、入力を手入力でしているということですから、ミスも出てくるだろうというふうに思うわけでありまして、チェックはどのように、まずされているのか。そして、毎年ちょっと変動してくることもあると思いますが、2か月本当に終わるのかなというふうに思うわけでありまして、業務が終了しなかった場合どうなるのか、お示してください。

○諸農環境対策課長 システムに手入力することから、入力ミス等の発生を考慮し、入力したものについては、派遣期間終了後に約1か月かけて、職員によるダブルチェックを行い、必要であれば修正等を行っております。また、派遣社員による入力が全て完了しなかった場合には、残りの業務を職員が引き継いで行うこととなります。以上です。

○西委員 職員の皆さん非常に頑張ってください、カバーをしていただいているということだと思いますが、悪名高い、我々に言わせれば悪名高いわけでありまして、ゼロ予算、ゼロ予算と言うから、ゼロコスト、ゼロ予算と言うから、職員の皆さんの負担が管理をされ

ずに、どんどん負担が増えていくんじゃないかということの一環じゃないかというふうに思わざるを得ないわけですが、それは置いて、非常に職員の皆さんにとっても大きな負担になっているんじゃないかなというふうに思うわけであります。そういった中で、そもそもこのマニフェスト制度って、何だったんだろうなというふうに思うわけでありますけれども、お示しいただけますでしょうか。

○諸農環境対策課長 マニフェストとは、産業廃棄物処理管理表のことであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律におきまして、産業廃棄物を排出する事業者が処理委託を行った場合に交付することが義務づけられているものです。マニフェストの目的は、排出事業者が処理委託した産業廃棄物が、委託契約どおり適正に処理されたことを把握・管理することにより、不法投棄の防止など、適正な処理を確保することであり、そのマニフェストには、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の情報や産業廃棄物の種類、数量、処分方法などが記載されております。紙でマニフェストの交付を行った場合、そのマニフェストを5年間保管しなければならない義務があり、また、排出事業者は、マニフェストの交付状況をその翌年度に自治体に報告する義務があります。マニフェストの運用規定を守らなかった場合には、廃棄物処理法違反と判断され、罰則の対象となります。以上です。

○西委員 非常に大きな負担になっているなというふうにも思うわけですね。もともとそもそもの趣旨は、産業廃棄物を排出する事業者さんが適正に処理されていることを自治体も一緒になって確認をしていく、このことは非常に大事なことだと思いますが、このことによって自治体の負担というのは非常に大きなものになっているんだろうなというふうに思うわけであります。5年間保管をする、それで、1万数千件あると聞いてますけど、それについても保管をしていくという、結構な量になるんじゃないかな。それを保管してまた何かあれば、そこから探し出してきて、一々非常に負担が大きい制度だなというふうに思うわけでありますが、そういった中で、次からの質問に関連するわけでありますけれども、電子マニフェストの普及ということが国から自治体に頑張ってくれよというふうにされているんじゃないかというふうに思うわけでありますけれども、この国の動き、どのようにされているかお示しをください。

○諸農環境対策課長 国では、第4次循環型社会形成推進基本計画におきまして、令和4年までに電子マニフェストの普及率を70%にすることを目標に掲げており、各都道府県、政令市、産業廃棄物行政主管部局長に対し、行政機関の利用促進などの協力依頼を行っています。これに加えまして、令和2年4月からは、年間50トン以上の特別管理産業廃棄物を処理委託する場合には、電子マニフェストを使用することを義務化しています。以上です。

○西委員 まさに国がしっかりと自治体もこの電子マニフェストの普及促進に取り組んで

くれよと、一緒に頑張ろうということを言ってるというふうに理解をしております。先ほど申し上げたみたいに非常にアナログな作業であれば、自治体にとって負担が、予算面でも手間暇の面でも非常に大きなものがある中で、さらにはアナログで管理をしている以上、なかなかチェックしづらい。本当に適正なチェックを行えるのかということもある中、国が頑張ってくれよというふうに通達を出してきている、通達というか、協力依頼を出してきているということだと思いますけれども、こういった中で、堺市が理解をするところの電子マニフェストを導入すること及びその普及拡大のメリット・デメリットについて、堺市のお考えをお示しください。

○諸農環境対策課長 電子マニフェストは、平成10年に導入されたマニフェスト業務の電子化システムで、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでマニフェスト情報を電子化してやり取りする仕組みであり、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターにより管理運営されているものです。電子マニフェストは、産業廃棄物の処理に関して、排出事業者、収集運搬業者、処分業者、それぞれにおいて登録内容を確認でき、データの透明性が確保されることから、電子マニフェストを導入することは、マニフェストの偽造、不法投棄などの産業廃棄物の不適正処理の防止が図られるメリットがあります。また、電子マニフェストが普及することでマニフェストの報告を受ける自治体にとっても、パンチ入力にかかる委託費用や入力ミスのチェック等の負担が軽減されるほか、報告書の保管場所やその管理の負担が軽減されます。その他、排出事業者にとってのメリットとなりますが、電子マニフェストは、そのシステムにおいて、マニフェストの情報が保存され、自動でその内容が自治体に報告されますので、マニフェストの管理や交付状況の報告の手間が不要になるなど、事務処理の効率化が図られます。一方、デメリットといたしましては、導入コストが必要、関係する全事業者が電子マニフェストに加入しなければならないといったことが挙げられます。以上です。

○西委員 まさにいろんな手間暇、コストが今かかっている中で、その負担が軽減される、確かにデメリットとしても導入コストというのはあると思いますけれども、堺全体のソーシャルコストと申しますか、トータルコストを考えると大きな意義があるんじゃないかなと、まさに自治体の中でも、特に堺市はそうですけれども、DXと言われている中で、電子化して行って、RPを走りやすくするようにするとか、そういうことによっても非常に堺市としても意義があるんじゃないかなというふうに思うわけでありまして、そういった中で、実際、堺市域全体で電子マニフェストってどれぐらい普及しているのかなというふうに思うわけでありましてけれども、なかなか進まない面もあるんじゃないかというふうに思いますが、堺市域における電子マニフェスト普及率、どのような状況か、お示しください。

○諸農環境対策課長 令和4年度におきまして、電子マニフェストで報告を受けた件数は1

7万5,977件であり、普及率は現時点での推定値にはなりますが70.3%となっております。以上です。

○西委員 堺市の皆さん頑張って、市の事業者さんにも電子Manifestoを普及しましょうよと、環境省の協力依頼も受けて、積極的に民間事業者の皆さんにも協力を呼びかけておられるのかなというふうに思っておりますし、その結果が70.3%という結果だと思います。政令市の中でも、非常にいい結果なんだろうなというふうに思ってるわけでありましてけれども、では、実は堺市は、監督者としてというか、規制側として、いろいろとManifesto取り組んでよということをやらなくちゃいけない立場でもありますが、当然、堺市が事業者として、大量のごみを、大量と言っていいのかどうか分からないけど、かなりの量のごみを出している側面もあります。そういった中で、堺市が排出者となって、産業廃棄物処理委託を行った業務における電子Manifestoの利用率は幾らなのかお示してください。

○諸農環境対策課長 本市が排出する産業廃棄物の処理委託におけるManifesto発行件数は約6,000件ございまして、そのうち電子Manifestoの件数はゼロ件となっております。以上です。

○西委員 これは驚くべき事態なんですね、残念ながら。全体で約18万件、電子Manifestoの報告を民間の皆さんから受けている。そしてそのことによって、様々業務の効率化が進んでいる。でも、堺市が出している側で見たらゼロ件、これ驚くべきですね。何千件とかじゃなくて、6,000件のうち、1,000件をやっていますよという答えがあるのかなと思いきや、ゼロ件。この状況が非常に残念ですし、驚くべき状況だというふうに思います。まさにこれが電子Manifesto化していくことによって、まさに堺市当局自身の負担を減らすことにもつながっていくと思っておりますし、コストの議論だけじゃなくて、適正な処理の促進にもつながっていくということだと思っておりますが、この状況を環境局としてどのようにお考えかお示してください。

○諸農環境対策課長 平成30年に国が作成いたしました電子Manifesto普及拡大に向けたロードマップにおける取組の1つとして、行政機関の利用促進が掲げられており、また、令和4年度に閣議決定された規制改革実施計画におきましても、電子Manifestoをより一層利用促進することとされております。本市におきましては、DX推進を掲げていることもあり、電子Manifestoの利用拡大を早急に進める必要があると考えております。以上です。

○西委員 ぜひ積極的に推進をしていただきたいというふうに思います。環境局御自身も産業廃棄物出されていることがあると思っておりますし、もしくはここにいらっしゃるほかの局の

皆さんも当然、産業廃棄物を出されていますから、出すことに関わっておられますから、つまり環境局の中はもちろんだと思いますけど、環境局のみならず、ほかの部局の皆さんにも積極的にこの電子マニフェスト推進をしていただく必要があると思いますので、よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。ちょっとP F A Sは後の項目、最後に移したいというふうに思いますので、よろしくお願いします。続きまして、第4款衛生費、第6項清掃費、第1目環境事業総務費について、関連してお聞きをしたいと思いますが、粗大ごみのリユースについて、令和6年の産業環境委員会でも取り上げさせていただきました。堺市としてはごみ量を極力減らしていくということがやっぱり求められていると思いますし、その中でまだまだ取組ができる分野として、リユースの促進、堺市4 R、3 Rじゃなくて4 Rということで頑張っているということはずばらしいことだと思っておりますが、この4 Rの中で、リユースって掲げている中で、家電や家具や、そして様々な大きなものをリユースしていくことによってごみ量というのは、やっぱり減っていくことにつながってくるんじゃないかということで、様々な取組、さいたま市の取組や世田谷区の取組を中心に取り上げさせていただいて、ジモティという活動もあるんじゃないかという話もさせていただきました。そういった中で、非常に頑張っているというふうにお聞きをしておりますが、この粗大ごみリユース事業の経過と概要についてお示してください。

○ 榎矢資源循環推進課長 粗大ごみリユース事業の経過と概要ですが、本市では、市全体でごみ減量に集中的に取り組むプロジェクト堺・ごみ減量4 R大作戦の一環として、地域の情報サイトジモティを運営する株式会社ジモティとリユース活動の推進に向けた連携と協力に関する協定を令和4年6月に締結しました。同協定に基づき、令和5年1月から半年間、清掃工場に搬入される粗大ごみの中から、家電を除く再使用可能な家具等をピックアップし、ジモティアプリで出品することで、市民に無料提供する実証事業を実施しました。実証事業により、市民のリユース意識の向上や行動変容の貢献が確認できたため、幅広い世代に対して、市内のリユース活動を促進し、環境問題を意識し、さらなる行動変容が促進されることを期待し、令和5年8月28日から本格実施に移行しました。以上です。

○ 西委員 非常に取組が始まっているということではありますが、まさにこれは何がすばらしいかという、いろいろと減量することも本当にすばらしいと思うんですが、ここに浦部局長いらっしゃるんですけど、まさにタッチポイントの議論だと思うんですね。十数年、浦部さんとタッチポイントで議論させていただきましたけれども、まさにこの捨てるタイミングで、それはもうちょっと使えますよと、そう言ってあげることが意味があると思うんですね。大事だと思うんですが、広報さかいにごみを捨てないようにしましょう、減らしましょうって書くことも大事なんですけど、やっぱり捨てる瞬間、捨てようとしている瞬間に一声声をかけるということに大きな意味があると思っていて、1つはホームページ上で粗大ごみの申込みをするときに、ちょっともう一回使ってみませんかと呼びかけを今させていただいている、

そして捨てる瞬間に、いやそれ、もうちょっと使えますよねという話かけをして、こういうシステムに乗せていくということを取り組んでいただいている。まさにこれは、環境局の皆さんもタッチポイントの議論を、最初は何じゃいなというところから始まったこのタッチポイントの議論を非常に反映していただいているというふうに前向き評価をして、理解したいというふうに思うわけでありますけれども、この実証事業、どのような効果を上げているかお示しいただけますでしょうか。

○襖田クリーンセンター管理課参事 実証事業の開始当初は、引渡者の決定は先着順としていましたが、公平性の観点から、5月以降、抽せんに変更したことで、より多くの市民に応募の機会を提供することができ、毎週、安定して5品から8品程度の出品が可能となり、令和5年1月から半年間で合計121品、981.1キログラムを出品し、94品、713点、6キログラムをリユースすることができました。引渡者へのアンケートでは、実証事業について、大いに満足、ほぼ満足との回答が100%となりました。また、93.5%がリユース意識が向上した、78.3%がリユースを含むごみ減量意識向上につながったと回答があり、引渡しの際には、ありがとうや、買わなくて助かりました、すごくよい取組だと思いますなどの感謝のお言葉をいただきました。また、地域におけるアプリへの投稿者数やアプリ上での市民同士の問合せ数も実証事業開始後、前年度の同時期と比較すると増加傾向にあります。以上でございます。

○西委員 まさにいろんな取組で進んでいるということだと思います。713.6キロは、純増だと思いますので、この取組で、このリユースが純増したということは、つまりごみの量が純減しているということだと思いますので、非常にすばらしいことだというふうに思うわけであります。また、この4Rを推進する堺市として意識向上にも寄与できているということは非常にいいことだというふうに思います。また、現場の職員の皆さんが非常に感謝の言葉をいただいたということ、こちらでもお聞きをしておりますし、本当にうれしいことだというふうに思います。何せ規制当局の皆さんは、どちらかといえば嫌がられながら、これしてくれ、あれしてくれと言わざるを得ないことがお仕事ですけれども、こういったことで士気向上につながってくるということがあるならば、それはそれで本当に喜ばしいことだというふうに思うわけであります。皆さんの取組に大きな敬意を表したいと思うわけでありますが、今後の対応、どのようにされていこうとしているのか、お示しいただけたらと思います。

○襖田クリーンセンター管理課参事 本格実施した8月28日からは、毎週5品から10品程度をジモティ内に新たに設けたリユース専用ページ、堺市クリーンセンターで出品し、抽せん後に市民に無料で引き渡ししています。民間のリユース関連事業者のリユースアプリやリユースショップなどの利用の増加により、これまではごみとして燃やされていたものが再

使用され、清掃工場の焼却量の削減にもつながります。知名度も高く、取引実績も多いジモティアプリに市が出品することで、より多くの市民がリユースを気軽に体験する機会を提供し、引き続き協働でリユース活動の推進に取り組み、市民のリユース意識の向上及び行動変容を促進してまいります。以上でございます。

○西委員 ありがとうございます。ぜひ積極的に頑張っていたいただきたいなというふうに思うわけでありまして。こういった包括連携によって、本当にウィン・ウィンで、堺市にとってメリットがある、事業者だけじゃなくて、堺市にとって大きなメリットがある包括連携協定が進んでいくことを願ってやまないわけでありまして、ぜひ堺市がこの取組を本当しかりとことん利用する、とことん利用することによって堺市に意義のあるものになると、そのために頑張っていたいただきたいなというふうに思うわけでありまして、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。先進事例の1つでは、リユーススポットを設けるという世田谷区の事例などもあるようですから、引き続き検討していただいているというふうにお聞きをしておりますけれども、ぜひ、リユースの促進に向けて、そういったことも検討いただくようにお願ひしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

次の項目に移ります。4款衛生費、5項環境共生費、1目環境共生総務費に関連して、温暖化対策について議論させていただきたいと思うわけでありまして、温暖化対策だけで何時間も議論できる内容の中で、この項目というのは非常に大きく書いてしまったなというふうに思うわけでありまして、温室効果ガスというのは様々取組をしていただかなきゃいけないわけでありまして、こういった中で特に今日は産業振興局の皆さんも一緒ですから、ぜひ関連するところでお聞きをしていきたいわけでありまして、中小企業の排出する割合というのが全国平均よりも堺市は高いというふうに仄聞をしておりますけれども、この中小企業の温暖化対策というのはしっかり支援をしていただかないと、なかなか堺市の温室効果ガスの削減の取組というのは進まないということだと思いますが、この中小企業の温暖化対策を支援する低炭素活動促進事業、事業者向け省エネ設備等導入支援事業の決算額及び内容についてお示しください。

○二階堂環境エネルギー課長 令和4年度における低炭素活動促進事業の決算額は675万9,563円、そして、事業所向け省エネ設備等導入支援事業の決算額は1,041万5,158円となっております。低炭素活動促進事業では、製造業の現場にほとんど使用され、エネルギー消費割合の高いコンプレッサーと呼ばれる空気圧縮機に特化した省エネアドバイザーの派遣等、専門技術が求められる省エネ対策について支援を実施してございます。また、事業所向け省エネ設備等導入支援事業では、既設のコンプレッサーやボイラーなどをエネルギー効率の高い省エネ設備に更新する際の導入費用の一部を支援してございます。以上です。

○西委員 取組をしていただいているということではありますが、この環境全体でもそうだと思いますが、特に温室効果ガスの取組というのは、これまでの97年のCOP3があつてから最近、近年までの議論はどちらかという規制の議論だったんですね。取組の排出をどう抑制をしていくこと、行政からお願いをする、ルールを課す、そのことによって何とか市域全体の排出量削減をしなきゃいけない、させなきゃいけない、行政目標を達成しなきゃいけない、こういうことで取組が進んでいったと思うんですが、近年の議論は大きく変わってき始めていましてESGとかいう議論が出てきておりますが、つまり、こういう取組、環境問題の対応をしっかりしていくことがビジネスチャンスにもつながってくる。ESGの議論を中心として、SDGsもそれに似通った部分も大きくありますが、まさにビジネスチャンスとしての環境問題取組と議論が出てきているというわけでありまして。規制だけでは、なかなか温室効果ガスの削減というのは進まない状況になっています。それだけではいいわけではないという議論だというふうに思います。そういった中で、特に大手企業を中心に脱炭素経営に取り組む企業は、サプライチェーン全体でどのように脱炭素化をめざすのかという議論をしていることは多いです。これまでだと企業単体でどのように削減をするかという議論が数年前まではずっとありましたけれども、やっぱりScope3という議論が出てきてから、サプライチェーン全体でどのような削減をするかということになってきているわけがあります。そういった意味で、まさに中小企業が多い堺市にとっては、サプライチェーン全体ということで、網が課されてきますから、この取組をしっかりやらないと、まさにさっきの言った話の裏返しでビジネスチャンスを失うことにもつながりかねないということだと思います。そういった中で、サプライヤーでもある中小企業が脱炭素経営に取り組む上で、まずは何から取り組めばよいと環境局は考えておるのかお示してください。

○二階堂環境エネルギー課長 中小企業におきまして、まずはScope1と呼ばれる燃料の消費などによる直接排出と、Scope2と呼ばれる、他社から供給される電気等の使用に伴う間接排出について把握することが脱炭素経営のスタートラインに立つものと考えられます。本市が実施します事業所向け省エネ設備等導入支援事業では、事業所で使用している電気や都市ガス等のエネルギー使用量を把握し、温室効果ガスの排出量を見える化することから始めております。その上で、効率の高い省エネ設備を導入することで、エネルギー使用量や温室効果ガス排出量が削減できるため、サプライヤー自身の経営改善とサプライチェーン全体の温室効果ガスの削減につながっております。以上です。

○西委員 ありがとうございます。様々な取組が必要だということだと思います。特にScope3という議論が出てきている中で、全体で中小企業皆さんがどのように削減ができるかということが今まさに問われているということだと思います。堺市がこのような取組を中小企業の皆さんと一緒にやっていくことは、今も重要ですし、さらにやっていかなくちゃ

いけないということだと思いますが、そういった中で、産業振興局の皆さんが中小企業をどのように支援されていくかということが非常に重要になってくるといふふうに思います。2022年の2月にこのScope 3に関連したセミナーを、まさにここにいらっしゃる産業振興局と観光局の皆さん連携をしながら進めていただいたという面もあると思いますが、そのことも含めて、どのように進めていこうとしているのか、ぜひ産業振興局の御見解をお示しく下さい。

○本池地域産業課長 現在、Scope 3も含めたサプライチェーン全体として、脱炭素化に向けたCO2排出量や削減量を可視化する取組が進められており、サプライチェーンの一端を担う中小企業においても安定的な取引機会の確保等による持続的発展のために脱炭素経営が求められています。しかし、市内企業におけるScope 3に対する認知度はまだまだ低いことから、広く周知が必要であると考えております。このような中、昨年度、市内中小企業向けに堺商工会議所との共催により、カーボンニュートラルセミナーを実施したほか、堺市産業振興センターが、大阪府みどり公社と連携して脱炭素経営に向けた計画策定のための支援施策や中小企業による取組事例等を紹介するセミナーを実施したところです。今後、こうしたセミナーの実施に加え、環境局と連携した市内中小企業向けの脱炭素経営のための効果的な勉強会等の開催を検討しています。また、堺商工会議所や民間企業等との連携によるCO2排出量の見える化ツール等の紹介、堺市産業振興センターの専門家派遣制度の活用、国、堺市の事業者向け支援制度の紹介などを通じて、市内中小企業の脱炭素経営による持続的発展に向けた具体的な取組を促してまいりたいと思います。以上です。

○西委員 ぜひこの取組を環境局と産業振興局と連携をして、何ができるのか、積極的に意見交換をぜひお願いしたいなというふうに思います。そのセミナーを開催をするときもなかなかぎこちないコミュニケーションだったかのようにお見受けをしておりました。先ほど申し上げたように、取り組まないで規制上困るんじゃなくて、逆に取り組めば、ビジネスチャンスにつながるということですから、中小企業支援を担う担当部署として、ぜひこの取組を積極的に推進をしていただくことをお願いしたいなというふうに思います。この取組、御紹介すれば切りがないぐらいたくさんあるというふうに思うわけでありませうけれども、このScope 3に関連して、次の項目にお聞きをしたいというふうに思うわけですが、第4款衛生費、第5項環境共生費、第1目環境共生総務費に関連をして、PPAについてお聞きをしたいというふうには思うわけでありませう。公共施設等省エネ・再エネ推進事業費のうち、太陽光発電設備点検業務の決算額と、これまでの市有施設への導入実績をお示しく下さい。

○曾和脱炭素先行地域推進室参事 令和4年度におけます太陽光発電設備点検業務による委託料の決算額は58万800円となっております。本市では、再生可能エネルギー普及

の一環といたしまして、太陽光発電システムの設置を推進しており、その取組の1つとして、市有施設への導入に取り組んでおります。平成20年度から主に市有施設の屋根の設置を行っておりまして、令和4年度末までに114施設に、合計2,872キロワットの太陽光発電設備を設置してございます。以上でございます。

○西委員 施設の屋根の活用について、お聞きをしたいわけではありますが、特に、堺市のように太陽光発電設備が設置可能な場所が、原野とかあるわけじゃないですから、少ない都心部では非常に有効なことだと思います。その点について、市有施設だけでなく、民間事業者の屋根、様々な民間の部分の施設の屋根の活用していくべきじゃないかというふうに思うわけではありますが、御見解をお示してください。

○二階堂環境エネルギー課長 施設の屋根の太陽光発電設備の設置については、イニシャルコストがかからず設置することができ、発電した電力を施設で購入するPPAという手法が民間事業者においても、事例として増えてきてございます。本年7月からは、大阪府が府内の事業者向けに自家消費型のPPA、いわゆるオンサイトPPA方式等を活用できる太陽光発電設備の共同調達支援事業を始めてございます。この事業は、府内事業者が共同購入による一括発注で、自家消費型の太陽光発電設備の導入を行うもので、スケールメリットを生かし、業者が個別に調達するよりも安く導入できる手法を提供してございます。本市もこの同事業に協力しており、同事業を通じて市内事業者の屋根の有効活用を図り、高騰している市販電力の購入量の削減と、企業の脱炭素化を推進することを後押ししております。以上です。

○西委員 まさにこの議論は、Scope 3の議論と関わってくるわけでありまして、Scope 3全体で、Scope 3としてサプライチェーン全体で排出を削減する中でPPAの議論というのは非常に一定の割合を占めている重要な議論になっているわけでありましてけれども、この電力需要が大きい施設で発電した電力を消費できるために、オンサイトPPAは非常に有効であります。しかし、倉庫や物流施設などのように電力需要は小さいですが、屋根面積が広く、これは堺市の施設もこういう施設もありますけれども、比較的多くの太陽光パネルが設置可能な施設では、需要に見合う規模の発電設備しか設置できず、そのポテンシャルを生かせないというふうに考えるわけでありまして。そのミスマッチを解消するためには、オフサイトPPAという手法をしっかりと活用して、堺市が牽引をする、そして周知をするということも必要になってくるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○曾和脱炭素先行地域推進室参事 オフサイトPPAにつきましては、既存の送配電網を通じまして発電した電力を離れた需要場所に送れますため、電力需要が小さく、屋根面積の広い施設のポテンシャルを有効活用するために適した手法であると考えてございます。そこで、

そのモデルケースの1つといたしまして、本市の脱炭素先行地域の事業におきまして、施設の屋根や遊休地などに太陽光発電設備を設置いたしまして、その電力や環境価値を市と取引するオフサイトPPAの事業を計画してございます。以上でございます。

○西委員 このオフサイトPPAをしっかりと推進をしていくことをまず堺市の中でやっていくことということだと思いますが、非常に重要な取組だと思います。そして、これで様々な経験やノウハウを得て、さらには市域全体でこういうオフサイトPPAの普及促進にぜひ取り組んでいただくことを要望して、この項目を終わりたいと思います。

最後の項目をさせていただきます。PFAS規制の対応についてお聞きをしたいと思いますが、4款衛生費、第5項環境共生費、3目水質騒音対策費の関連で、PFASという言葉があります。なかなか読んでいただけないわけでもありますけれども、このPFAS、産業振興局のほうへお聞きをして何かというふうに聞きたくなるわけですが、聞きませんが、有害性が指摘されているPFASとはどのような物質なのかお示してください。

○是常環境共生課長 PFASとは、有機フッ素化合物の総称であり、1万種類以上の物質があるとされています。PFASの中でもPFOS、PFOAは半導体用反射防止剤や泡消火薬剤など、幅広い用途で使用されてきましたが、分解が遅いため、環境中に蓄積され、人の健康に影響を及ぼす可能性が指摘されています。予防的な取組方法の考え方に立ち、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約において、PFOS及びPFOAは廃絶等の対象とすることが決められています。当該条約を締結する我が国でも、国内担保措置として、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づき、PFOSは2010年、PFOAは2021年に製造輸入等が原則禁止されています。PFOS、PFOAには難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があり、人の健康に関しては、コレステロール値の上昇、発がん、免疫系統等との関連が報告されています。ただし、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについては、いまだ確定的な知見はないとされています。以上です。

○西委員 非常にこのPFOS、PFOAを含むPFAS全体の規制の議論もいろんなところで進んできているという状況だと思います。特に、私のほうも感じるところでは、今年になって環境省の議論は加速化しているなというふうに思うわけであります。この予防的な取組方法の考えということでおっしゃられましたけれども、何かというと、厳密にこの影響被害というのはまだ時間が余りにも少ないために特定されていないですけれども、恐らく危険だろうということでも予防的に早くから取組が始まったということだと思います。PFOS、PFOAがシェアが高いので、このことがターゲットになっていますが、ヨーロッパ各国ではPFAS全体の議論も進んでいるというふうにお聞きをしています。PFAS全体をどうするかということもありますし、PFAS全体をどのように把握をするかということも非

常に大きな論点になってきているわけでありまして、近年の間にこのP F A Sの議論というのはさらに詰まっていくことになるんだろうなというふうに推測をするわけではありますが、当局の皆さんとしては、P F A Sの規制の方向性、どのようになっているかお示しをいただきたいのと、では堺市がこのP F A Sをまずは実態を把握していくべきだと思いますが、どのように取り組まれようとしているのか、方向性をお示してください。

○是常環境共生課長 環境省では、今年1月に学識経験者から成るP F A Sに対する総合戦略検討専門家会議及びP F O S、P F O Aに係る水質の目標値等の専門家会議し、P F A Sに対する総合的な対応策や水質の目標値について検討が進められています。その動向を注視し、具体的な対応策が示された場合には、本市の現状を踏まえ、速やかに対応を検討し、必要な取組を行います。

なお、本市では、平成23年度から市内河川におけるP F O S及びP F O Aの測定を行っており、また、本市ホームページでは、P F O S及びP F O Aの国内外での規制状況やP F O S及びP F O A含有廃棄物の適正な処分等について掲載し、周知を行っております。以上です。

○西委員 ぜひこの取組状況を積極的に注視をしていただきたいなというふうに思っています。また、既に早くから堺市は測定を行っているということでもありますから、何か聞くとすると自治体の中で、約半分ぐらいというふうにお聞きをしていますけれども、堺市が積極的なモニター作業しているということは評価をしたいというふうに思います。さっきの温室効果ガスの話と同じフレームなんですけど、S c o p e 3の議論と同じフレームなんですけれども、このような環境規制、様々にこれからもいろいろと入ってくるのが予想されますし、特にやはりこの議論の注視をしていると、やっぱりE Uの●●●を中心に取組が議論が進んでくる、こういうことに対してどのように対応していくかということが非常に求められているんだと思います。日本の議論が進んでないからといって、実は日本の、まさに堺の中小企業の生産品はヨーロッパにも流通してるものも多くありますから、そういった意味ではヨーロッパ各国、もしくは北米各国の議論というの、堺の中小企業にも影響してくるんだろうなというふうに思います。だから先ほど、産業振興局の皆さんにP F A Sについてお聞きをしたいなと申し上げたことは、まさにそういうことでありまして、このような議論というのは非常に産業振興の観点からも重要になってくるんだろうなというふうに思うわけがあります。今もう古くなりましたが、2008年に議会の公式派遣でドイツに行かせていただいたときに、その後の報告の中でも申し上げましたけれども、常にそのときから、ヨーロッパ各国、特にドイツもそうですが、環境規制で企業活動を痛めるものだというふうに認識していた日本と違って、それがまさにビジネスチャンスにつながってくる、もちろん環境のために取り組まなきゃいけないというべき論もあるんですが、ビジネスチャンスにつながってくるということが、既に2008年我々が行かせていただいたドイツにおいてはそういう

う議論が盛んでありました。そういった意味では環境局の皆さんと産業振興局の皆さんが議論していただいて、環境局の皆さんはまさに環境側面からしっかり取組を様々なステークホルダーズに求めていくことが大事だと思いますし、また産業振興局の皆さんは、そういった求められている取組をしっかりと先手先手で中小企業皆さんが取り組んでいただくことがビジネスチャンスにつながるということをしっかりと認識をしていただいて起業支援を行っていただくということをぜひお願いしたいなということを改めて申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。